

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局事業部事業管理課斎場霊園担当(06-6630-3135)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	合葬式墓地の使用料の減免
概要	大阪市設霊園条例により、合葬式墓地の使用料を負担することのできない特別の事由があると認められるものに対しては、使用料を減免することができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市設霊園条例（昭和24年4月1日条例第32号）第20条の11 大阪市設霊園条例施行規則（昭和54年5月31日規則46号）第30条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	○次のいずれかに該当する者に対しては、使用料を減額することができます。 1 生活保護法による被保護者 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者 3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の附則の規定による支援給付を受ける者 4 地震・火災等の災害により財産を全て喪失し、使用料の納付が著しく困難である者 5 上記に定めるもののほか、公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき ※「公益上の必要その他特別の事由」とは、本人の責に帰さない不慮の事故により財産を全て喪失した場合等の特別の事由をいいます。
標準処理期間	3週間
経由日数	なし
提出先	市設霊園管理事務所
提出時期	使用許可申請時
提出方法	合葬式墓地の使用許可申請時に、減免の事由を証明する書類を添えて減免の申請をしてください。
手数料	—
相談窓口	環境局事業部事業管理課もしくは市設霊園管理事務所
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html
備考	